

令和8年度第2回智頭町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和8年5月8日（金） 午後2時00分

2. 開催場所 智頭町総合センター2階 情報交流室

3. 出席委員（12人）

会 長	1 番	前 川 義 憲			
会長職務代理	1 4 番	小宮山 晃 次			
委 員	3 番	宮 内 敬 介	4 番	竹 下 るみ子	
	5 番	林 悦 子	6 番	草 刈 満 男	
	7 番	青 木 正 篤	8 番	古 谷 葉 子	
	9 番	浮 田 益 実	1 1 番	池 本 英 夫	
	1 2 番	細 山 周 一	1 3 番	長 石 憲太郎	

4. 欠席委員（2人） 2 番 春 摘 要 1 0 番 葉 狩 健 一

5. 農業委員会等に関する法律第29条による出席者（2人）

農地利用最適化推進委員

1 6 番 谷 口 真 一 1 7 番 国 石 宣 広

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の決定

第2 報告第1号 公共事業の施行に伴う附帯施設の設置に係る一時転用報告書について

第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 利用状況調査に伴う農地・非農地の判断について

議案第3号 非農地等現況証明願の決定について

議案第4号 地籍調査に伴う農地の地目認定について

議案第5号 農用地利用集積等促進計画（案）の意見決定について

議案第6号 令和7年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）について

7. 農業委員会事務局職員（2人）

事務局長 山 中 章 弘 書 記 長 石 泰 代

開 会	(開 会 午後2時00分)
事務局長	ただ今から、令和8年度第2回智頭町農業委員会総会を開会いたします。 本日は、14名の委員に対し12名の出席ですので、総会は成立しております。 それでは、開会にあたりまして、前川会長にご挨拶をお願いいたします。
会長	(開会挨拶)
事務局長	ありがとうございました。 それでは引き続き、智頭町農業委員会会議規則第4条の規定により、前川会長に議事進行をお願いします。
事務局長	それでは、本日の議事に入ります。 日程第1「議事録署名委員の決定について」を議題とします。 智頭町農業委員会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。 (「異議なし」の声あり)
議長(会長)	異議なしということですので、それでは、4番 竹下るみ子委員、5番 林悦子委員をお願いいたします。 次に、日程第2 報告第1号「公共事業の施行に伴う附帯施設の設置に係る一時転用報告書について」を議題とします。 公共事業の施行に伴う附帯施設の設置に係る農地転用報告書を下記のとおり受理したので報告するものです。 それでは、事務局に報告させます。
事務局長	議案書の1ページをご覧ください。公共事業の施行に伴う附帯施設の設置に係る一時転用報告です。 (議案書に基づいて届出書の内容を説明) 以上、1件の提出がありました。 また、地区担当委員の方には詳細資料をお配りしております。 以上です。
議長(会長)	報告が終わりました。報告案件は以上です。 次に、日程第3 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。 農地法第3条の規定により、下記農地申請があったので審議を求めるものです。 それでは番号1について、事務局の説明を求めます。
事務局長	それでは、議案書の2ページをご覧ください。

	番号1です。 権利種別は、3条の無償移転です。 農地の所在が 大字埴師地内、地目はいずれも農業用施設を含む田、面積は4筆で5, 574㎡、大字三吉地内、地目はいずれも登記簿上田、面積は3筆で3, 047㎡、合計7筆で8, 621㎡です。 譲渡人は、智頭町大字〇〇の〇〇〇〇さん。 譲受人は、大字〇〇の〇〇〇〇さん。 申請事由としましては、〇〇〇〇さんの経営規模縮小、〇〇〇〇さんの経営規模拡大となっております。 場所ですが、別冊の申請位置図の1ページをご覧ください。 大字埴師〇〇番、〇〇番、〇〇番の農地ですが、〇〇〇〇から〇〇〇〇を〇〇〇〇方面へ向かった先の〇〇〇〇の農地になります。 続いて、2ページをご覧ください。 大字三吉〇〇番の農地ですが、〇〇〇〇付近の〇〇〇〇を越えた対面の農地になります。 続いて、3ページをご覧ください。 大字三吉〇〇番、〇〇番の農地ですが、〇〇〇〇を〇〇方面へ向かい、右手の〇〇〇〇を渡り〇〇〇〇を越してすぐの農道を右手奥に進んで行った農地になります。 4ページから6ページにその公図、7～15ページが現況写真となっております。 以上です。
議長(会長)	説明が終わりました。 ただいまの説明に関連して、3番 宮内敬介委員・9番 浮田益実委員に事前調査をお願いしておりますので、調査の結果ならびに補足説明をお願いします。
3 番	議案第1号の番号1についての調査をした結果を報告したいと思います。 今、事務局の方から提案がありましたように、許可を受けようとする土地が、浮田委員が担当されます地区と私、宮内が担当する地区であったということから、浮田委員と合同で対応したところございまして、私の方から一括で報告させていただきたいというふうに思います。 またあの補足事項があれば、浮田委員の方をお願いしたいというふうに思っております。 4月30日に、浮田委員と一緒に、譲受人である〇〇〇〇さんにお会いをしまして調査をしたところでございます。 〇〇さんは若手の農業者でありましてですね。 今現在で、4ヘクタールと借入の地が多いんですけども、若手の農業者として頑張っている方でございまして。 2名のパート雇用もあわせて行って、その時々だということでございますけれども活用して、野菜なり、水稻を中心に、農業経営を頑張っているという方でございます。

	譲渡人の〇〇さんでございますけれども、後継者が〇〇さんにはないということで、この所有農地の譲受人を検討されてたというところが、今回の申請になったというものでございます。 申請農地についてなんですけれども、この申請位置図の冊子の10ページ目から写真が掲載されておりますけれども、写真番号で言いますと、①番から③番についてでございます。 これが埴師の農地になりますけれども、これは今回譲受人の〇〇さんが数年前から借り受けをして、野菜なりを栽培しておられる農地ということでございます。 ということで、申請許可後は引き続きこの①番から③番の農地でございますけれども、野菜また水稻も①番のところでは考えていきたいということでございます。 菜園をしながら農地を維持継続してしていくということを確認しました。 続きまして今度三吉地区の農地になります。 13ページの④番からでございます。 この④番ですけれども、写真にある通り、今は春先ですから草等はたいしてあれなんですけど、ちょっと灌木等もあったりですね。 そういうような農地でございまして、これ長年ここでは農作物等の栽培がされていないような農地ではないかなというふうに思いますが、これからは〇〇さんが、草刈り等を行いながら管理をしていきたいということでございました。 それから14ページ目、15ページ目のところでございますけれども、写真番号⑤ここはちょっとわかりにくいですが、栗の木が10本程度植わっているというところでございまして。 ここは引き続きこの栗を栽培しながらですね、農地を活用していきたいということでございました。 それから、⑥番の農地ですが、〇〇さんが、10年以上〇〇さんの方から借り受けをして、水稻を作って来られている田んぼだそうでございまして、引き続き水稻を作って経営をしたいということを、浮田委員とともに確認をしたところでございます。 このことからですね、申請通りで問題ないのではないかなということを確認しますので報告いたします。 以上です。
議長(会長)	説明が終わりました。これより、質疑に入ります。 ただいまの事務局説明、地区担当委員からの説明について、発言のある方は挙手願います。
7 番	〇〇番の農業用施設ってなってますけど、それは何ですか。
3 番	写真ちょっと影になってますね。
17 番	前使っておられた人が耕運機か何か。
3 番	そうです。

	農機具をこの中に入れておられる。
17番	ほったて小屋みたいな。
3番	ここは嵩高になってますので、そこはこのままの予定だというふうに聞いております。
事務局長	200m ² 以下の農業施設ということで申請がなされているところです。
議長(会長)	他にありませんか。 これは現地写真〇〇、10ページこれは水稻作っておられたのかな。
3番	これはですね。 近年ずっとほとんど栽培されてないんですよ。 管理され、草刈り等をされていた状況ではあるんですが、今後はもう一度綺麗にして、米を作りたいなというふうに聞いたところでございますけれども。
議長(会長)	水利の方は大丈夫ですか。
3番	大丈夫です。
議長(会長)	これ、面積が非常に増えてきておるわけだけど、パートさん2人とで大丈夫だよな。
9番	若いからね。 えろうなったら困るんだろうけど。
3番	まあ、自分がやる気で、本気で朝早くから遅うまでよく働いておられます。
議長(会長)	わかりました。 その他ありませんか。 それでは発言がないようですので、採決いたします。 議案第1号 番号1について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
	全員賛成ですので、議案第1号 番号1は原案のとおり決定いたしました。 次に議案第1号 番号2について事務局に説明を求めます。
事務局長	それでは、議案書の3ページをご覧ください。 番号2です。

	権利種別は、3条の無償移転です。 農地の所在が 大字大屋地内、地目は畑、同じく大字大屋地内、地目は6筆いずれも田、面積は7筆合計5, 571㎡です。 譲渡人は、〇〇〇〇の〇〇〇〇さん。 譲受人は、大字〇〇の〇〇〇〇さん。 申請事由としましては、〇〇〇〇さんの経営廃止、〇〇〇〇さんの経営新規参入となっております。〇〇による〇〇〇〇とのことです。 現状も〇〇〇〇さんは〇〇に住んでおられ、〇〇〇〇さんが地域の農業者の指導のもとに耕作をおこなっておられます。 場所ですが、別冊の申請位置図の16ページをご覧ください。 〇〇〇〇の〇〇〇〇へ抜ける分岐点付近の農地になります。 17ページから20ページにその公図、21ページから23ページが現況写真となっております。 以上です。
議長(会長)	説明が終わりました。ただいまの説明に関連して、13番 長石憲太郎委員に事前調査をお願いしておりますので、調査の結果ならびに補足説明をお願いします。
13番	この案件ですが、事務局の方から今報告があった通り、令和〇年〇月、皆さんがちょっと心配されて、継続審議の上に承認されて、〇〇〇〇さんが譲受人となった案件でございます。 今回、〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんへの所有権の移転は、前は〇〇さんが5年ぐらいをめぐりにこちらに帰ってきて農業と一緒にされる予定でしたが、〇〇で今回の申請になりました。 4月24日に、〇〇さんの方に電話して確認したところ、間違いないとのことでした。 4月29日に〇〇さんの家に行って話を聞きました。 前回同様、皆さんに1人で大丈夫かって言われると思うんで、その旨を聞きました。 そうすると、「昨年から、水稻も畑も草刈りも1人でこなしてきたので大丈夫です」という言葉をいただきました。 私も気にして、ちょこちょこ見てたんですけど、しっかり管理されているので大丈夫かなと思いました。 今回訪ねた時も、田おこしをされてましたんで、大丈夫かなと思います。 現在、田んぼとしては〇〇だけで水稻を作られています。 〇〇が畑として活用されています。 あとは草刈りの管理のみのところでございます。 機械的には知り合いから、トラクター、田植機はずっと使っていていいよっていうような感じで借りてありますし、草刈り機は手押しのやつと、刈払い機を持っておられます。 コンバインはその都度、リースで借りたりして、やっておられるみたいです。 このことを考えても、今回の農地法第3条1項の許可申請は問題ないと考えま

	す。 以上です。
議長(会長)	説明が終わりました。 これより、質疑に入ります。 ただいまの事務局説明、地区担当委員からの説明について、発言のある方は挙手願います。
5 番	何歳ぐらい。
13 番	40歳です。
5 番	子供さんはまだ小さい？
13 番	子どもさんは二人、小さいです。 幼稚園と小学校の4年とか3年生かな。
17 番	さっきの〇〇くんがパートで雇っておられるのが〇〇さん。
13 番	そうです。 だから、収益は農家の手伝いでと言っておられました。
17 番	今ちょっと見たら、どうもトラクター、あの家のかどうかな。 置いておられるんで頼んだらやって使ってくれるんじゃないかなとは思っています。
議長(会長)	ちゃんと〇〇さんにはあったな。
13 番	はい。
議長(会長)	他に何かありませんか。
	(質問、意見なし)
	それでは発言がないようですので、採決いたします。 議案第1号 番号2について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
	全員賛成ですので、議案第1号 番号2は原案のとおり決定いたしました。 次に議案第1号 番号3について事務局に説明を求めます。

事務局長	それでは、議案書の4ページをご覧ください。 番号3です。 権利種別は、3条の有償移転です。 農地の所在が 大字三吉地内、地目は田、面積は43㎡です。 譲渡人は、〇〇〇〇の〇〇〇〇さん。 譲受人は、大字〇〇の〇〇〇〇さん。 申請事由としましては、〇〇〇〇さんの経営規模縮小、〇〇〇〇さんの経営規模拡大となっております。 場所ですが、別冊の申請位置図の24ページをご覧ください。 〇〇〇〇を〇〇〇〇へ向かい、右手の〇〇〇〇を渡り〇〇〇〇を越してすぐの農道を右手に少し進んで行った農地になります。 25ページにその公図、26ページが現況写真となっております。 以上です。
議長(会長)	説明が終わりました。 ただいまの説明に関連して、9番 浮田益実委員に事前調査をお願いしておりますので、調査の結果ならびに補足説明をお願いします。
9 番	3条の番号3番について説明させていただきます。 〇〇に移住されてたこの〇〇さんの母親が亡くなられてまして、土地の処分をするということで、面積的には登記簿は田になってるんですけど。 山裾の、本当に2坪ぐらいな小さな土地でして。 前に墓があって、その裏にこの面積の田んぼっていったらあれですけど、荒地地みたいな形で山裾にある場所です。 それを〇〇〇〇さんが、一応自分のところが畑が欲しいということで、その部分の草刈りをやって訪問されて、現状が畑の状態になってます。 今後も自分のところで管理をして、畑で農作物を作って管理はするということで、自分のところにも管理する機械とかトラクターがある。 草刈り機とか。 だから管理については問題ないと思います。 現状が田んぼになってるんですけど、本当は畑にしたらいいいんではないかなと思って。 一応、これも〇〇さんの方に書類が出てまして、その辺の内容はどうなるのかわかりませんが、本当に見た目では雑種地でもいいような感じの場所です。 面積的にも場所的にも管理してもらえるので、この3条による許可申請については問題はないと思います。 以上です。
議長(会長)	説明が終わりました。 これより、質疑に入ります。 ただいまの事務局説明、地区担当委員からの説明について、発言のある方は挙手願います。

1 1 番	〇〇〇〇さんの〇〇ですけど、ここが〇〇と〇〇になりますが。 これが渡辺さんなんです。
9 番	はいはい。
1 1 番	入口がその写真で見えるように、ちょうど真ん中を通して入らないと入れない。
9 番	そうそう。
1 1 番	〇〇さんはどういう考えでされたかは知らんけど。
9 番	でもその辺の入口の辺は、話し合いがうまくできてるふうで。 最終的には、全部作るかようわからんですけど。 見た目はちょうど前に墓があって、その周りがこうなってるんで。 畑とはみんなが見たら言えんような場所なんで、雑種地でもいいかなと思っとる んだけど。 申請が出てきてるんで、これはどうしようもないかなと思ってるんで。
議長(会長)	その他ありませんか。 (質問、意見なし) それでは発言がないようですので、採決いたします。 議案第1号 番号3について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手) 全員賛成ですので、議案第1号 番号3は原案のとおり決定いたしました。 次に、日程第3 議案第2号「利用状況調査に伴う農地・非農地の判断について」 を議題とします。非農地通知の発出について決議を求めるものです。 それでは、事務局に説明を求めます。
事務局長	それでは議案書の5ページをご覧ください。 番号1です。 農地の所在が大字埴師地内、登記簿上の地目は畑、現況地目は宅地となっております。 面積は152m²です。 所有者は大字〇〇の〇〇〇〇さん。 別冊の申請位置図27ページをご覧ください。 ちょうどこの真ん中の農地になりますけども、この農地は〇〇〇〇の農地で、平

	成24年の3月に200m²以下の農業用施設として、転用の届け出がなされています。 この度、この農地を手放したいということでした。 鳥取県の農業会議にも対応を相談、確認をしたんですけども、200m²以下の農業用施設ということは、農地転用の許可が不要で、届け出で運用されているということです。 したがって転用されているので、もうこの農地は既に農地ではないということになるので、非農地通知で対応してあげるのがいいということで、非農地通知を発出するということになりました。 現況も宅地として課税されていますし、非農地判断、現況宅地と判断することが妥当と思われます。 以上です。
議長(会長)	説明が終わりました。これより、質疑に入ります。 ただいまの事務局からの説明について、発言のある方は挙手願います。 (質問、意見なし) それでは発言がないようですので、採決いたします。 議案第2号 番号1について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手) 全員賛成ですので、議案第2号 番号1は原案のとおり決定いたしました。 次に、日程第3 議案第3号「非農地等現況証明願の決定について」を議題とします。非農地等現況証明願を下記のとおり受理したので決議を求めるものです。それでは、番号1について事務局に説明を求めます。
事務局長	それでは議案書の6ページをご覧ください。 番号1です。 農地の所在が、大字埴師地内、地目は畑、面積は24m²です。 所有者は、大字〇〇の〇〇〇〇さんです。 非農地の事由としましては、「土地の中心に50年以上前から電柱が立っており、農地として利用できないため」となっております。 場所につきましては、別冊の申請位置図の28ページをご覧ください。 〇〇〇〇の農地で、先ほどの非農地判断を行った農地の隣の農地です。 29ページに公図、30ページが現況の写真です。 以上です。
議長(会長)	ただいまの説明に関連して、3番 宮内敬介委員に現地の事前調査をお願いしておりますので、調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

3 番	それでは議案第3号の番号が1番につきまして、報告をしたいというふうに思います。 5月の5日に、申請人の〇〇〇〇さんではなくてお母さんと、実際にこの農地を維持管理していらっしゃる同集落内の〇〇〇〇さんにお会いをしまして、それぞれ現地確認をいたしました。 写真にもあるとおりでございます、面積が24m²ということなんですけれども、ちょうどこの三角形の農地になるんですが、ちょうど真ん中に電柱なり、また支柱線が入ってるということがあります。 それからですね。 これは農地なんですけれども、石といいますか、小石よりちょっと大きめの石がたくさん畑の中にありましてですね。 長年ここは草を刈るだけで、実際に、農業は電柱が邪魔になってできないという状況であるというふうに確認をしたところでございます。 申請されている農地につきましてはですね、農地として利用できないということを確認したことを報告させていただきたいというふうに思います。 以上です。
議長(会長)	説明が終わりました。 これより、質疑に入ります。 ただいまの事務局説明、地区担当委員からの説明について、発言のある方は挙手願います。
1 3 番	これは再生困難で出されている。
3 番	いや、ここはね、毎回刈ってあるんで。 ですから何とかすれば農地としては、とりあえず農地としては。
1 3 番	電柱が建ってたら無理でしょ。
3 番	電柱が建ってたらもう無理ですけども、農地として残っていて自己保全管理でと。 ずっと私は見とったです。
1 3 番	大体、農地に電柱を建てるってどうなんですか。
事務局長	中電とかN T Tとか携帯とか。 ああいうのは許可不要だったと思います。
3 番	それで、今非農地証明ということがあった隣りですので、草も刈っておられる部分もあるんでしょうけれども。 分かりづらいんですが、非農地証明した農地と今回申請のあったこの三角形農地

議長(会長)	の間には水路が埋まってるんですけどね。 中にヒューム管が入っている。 水が流れているような場所で。 よろしいですか。 それでは採決いたします。 議案第3 番号1について、原案の通り決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。 (全員挙手) 全員賛成ですので、議案第3 番号1は原案のとおり決定いたしました。 次に、番号2について事務局に説明を求めます。
事務局長	番号2です。 農地の所在が、大字大背地内、地目は畑、面積は277㎡です。 所有者は、〇〇〇〇の〇〇〇〇さんです。 非農地の事由としましては、「40年以上前から耕作しておらず、現在は原野化している。今後も農地として利用しないため」となっております。 場所につきましては、別冊の申請位置図の31ページをご覧ください。 〇〇〇〇を正面に見て、左手に少し入ったところの農地です。 32ページに公図、33ページから35ページが現況の写真です。 以上です。
議長(会長)	ただいまの説明に関連して、4番 竹下るみ子委員に現地の事前調査をお願いしておりますので、調査の結果ならびに補足説明をお願いします。
4 番	議案第3号の2番についての調査結果を報告します。 この〇〇さんのお母様が、最近までこのお家におられたんですけども、2年ぐらい前からその息子さんの方のお宅の方に行かれて、今現在は留守宅となっております。 4月7日に事務局とともに現地確認を行い、また5月1日に電話で申請者の奥様の方に確認を行いました。 申請書通りに、40年以上前ぐらいからそこは耕作されておられず、ちょいちょい花なんか植えておられたんですけども、近年は草刈りだけで保全されてきました。 現在は留守宅となって、原野化しております。 今後農地として使うことがないということです、申請のとおり非農地で問題ないと思います。 以上です。
6 番	この申請地なんですけど、非農地ということで、農地でなくなるということの可

	否を求めるということですね。 〇〇〇〇の下、つまり申請地と書いてある辺りに〇〇〇〇ができてるんですが、この非農地にすることによって、その経営者が、ここも合わせてそういう〇〇〇〇を建てるというような予定は見えませんか。
事務局長	はい。
4 番	段差があります。
6 番	なるほど。
議長(会長)	その他ありませんか。
1 1 番	地籍で調査した時には畑だった。 でも要求でか知らんけど、原野で。
4 番	お母さんが1人でおられたので、ちょいちょい花を植えたりとかっていうようなことはありました。 草刈は1年に一度頼んでされています。
9 番	何か耕してあるんですか。
4 番	趣味の花を。 そのくらいは耕してあるけど。
1 1 番	地籍は終わってるわな。
3 番	事由のところで原野化してるっていう表現が。 何かもっといいのがないかなと思って
事務局長	そうですね。 僕らも話をする中で、申請のときに「原野化してるんですかね」という言葉を使ったようなこともありまして。 その地目が、基本的に山林、原野、宅地が地目なんですよ。 だから、田んぼ、畑、農地、宅地、山林、原野が地目で、特殊な例が雑種地とか、そういうのが出てくるといことなので、原野化してるというすとすごい木がおい茂ってって思うかもしれないですけど、言葉としては大丈夫かもしれないかなと。
3 番	表記としてこういう表現っていう。
事務局長	はい。 ただ今回は申請書にも、本人さんが書かれたのに「原野化してる」っていうのも

	書いてありました。
議長(会長)	その他ありませんか。 (質問、意見なし)
議長(会長)	それでは発言がないようですので、採決いたします。 議案第3 番号2について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)
議長(会長)	全員賛成ですので、議案第3 番号2は原案のとおり決定いたしました。 次に、番号3について事務局に説明を求めます。
事務局長	番号3です。 農地の所在が、大字大呂地内、地目は田、面積は522㎡です。 所有者は、大字〇〇の〇〇〇〇さんです。 この度の非農地証明願の対象農地については、令和6年6月の総会において、地籍調査に伴う農地の地目認定で「農地以外の土地」と認定済みであります。現在のところまだ地籍調査課より法務局での地目変更がなされていないとのことで、所有者から都合により、早急に地目変更を行いたいとの相談がありました。 今回の案件では、所有者の都合によること、すでに「農地以外の土地」と議決認定済みでありますので、非農地通知ではなく非農地証明での対応とさせていただきます。 以上です。
議長(会長)	説明が終わりました。これより、質疑に入ります。 ただいまの事務局からの説明について、発言のある方は挙手願います。 (質問、意見なし)
議長(会長)	それでは発言がないようですので、採決いたします。 議案第3 番号3について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)
議長(会長)	議案第3号 番号3は原案のとおり決定いたしました。 次に、日程第3 議案第4号「地籍調査に伴う農地の地目認定について」を議題とします。 地籍調査事業に伴う地目変更認定を求めるものです。

事務局長	それでは、事務局に説明を求めます。 それでは、議案書の7ページをご覧ください。 これにつきましては、智頭町地籍調査課から依頼のあったものであります。 番号1、大字福原の19筆です。 転用済、非農地通知済の4筆を除いた19筆です。 詳細は、8ページから10ページに載せております。 あと、「農地以外の土地だ」という具合に、調査結果も葉狩委員から、今回欠席ということで連絡を受けております。 「調査をしたけども農地以外の土地で間違いない」ということで、事務局に連絡がありました。 「事務局の方から報告をお願いします」という具合に聞いております。 以上です。
7 番	番号1とか4とか。 所有者も何もないんじゃないですか。 それはどういうふうに違う。 要は、何もなくてということですかね。
事務局長	そうですね、水路による滅失ということで。 だから地番は残ってたけど、現地がないということだと思います。
7 番	やっぱりどっかの土地に属してるんでしょうね、実際は。 空白ではないですもんね。 実際地番はあるけども、ないということは、例えば2番とかに含まれてるとか。
事務局長	いや、でも実際、以前は川の中にあった土地が大雨でとか流れてしまってなくなったという。 そういうようなものに近い。 だから実際これはないんだと思います。 もし、どっかの2番とか下の144-1に含まれてたら、この原因とか日付のところに合筆とかみみたいなような形で入ってくると。
7 番	だけど土地の表示があれば、元々は所有者とかあるんじゃないですかね。 それが滅失したんで。 これはちょっと。
11番	うちのところにもあります。 道が出来て、川の中に流れてしまったと。 それはもう流してくださいと。 私はお願いしますとするまで、とりあえず名目上残っとるから。 これ言われたように、番地だけ残って、流した格好になりましたよね。

7 番	確かに農地だったところが、川になってるっていうのがありますけどね。
5 番	それって固定資産税はどうなっているんですか。
事務局長	かかってないと思いますね。 かかっていない。 送りようがないと思います。 所有者に。
9 番	道がついたりしとるところで、なくなってるところようけあったで。 川になつとるところが多いな、大体。 流失しとるところが。
事務局長	確かに川の横とかはよくありますね。 流れ地だとかって言ったりしますけど。
3 番	地番があれば、絶対に残つとるんじゃないかな。 川だけれども、地番があれば地番の所有者が絶対あると思う。
事務局長	そういうもんだと思ってて、疑問にも全然思わなかったんですけども、ちょっとそこについては確認をしてみたいと思います。 こういう所有者というのはどうなるかというのが、流れ地で所有者がない。 当然かなぐらいのことで、ちょっと深く思いませんでしたけど、確認してみたいと思います。
議長(会長)	よろしいですか。 それでは採決いたします。 議案第4号 番号1について、全て「農地以外の土地」と意見を付することに賛成の方は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
	全員賛成ですので、議案第4号 番号1は全て「農地以外の土地」と意見を付することに決定いたしました。 次に、日程第3 議案第5号「農用地利用集積等促進計画(案)の意見決定について」を議題とします。 それでは、事務局に説明を求めます。
事務局長	それでは議案書の11ページをご覧ください。 4月20日付けで、智頭町長から農用地利用集積等促進計画(案)の意見決定を求められたものであります。

	利用権設定面積ですが、全て田で6, 505㎡です。 利用権を設定する者が5名、受ける者が4名となっております。 期間につきましては、5～10年未満が3, 380㎡、10年以上が3, 125㎡となっております。 それでは、12ページで詳細について説明いたします。 (議案書に基づいて、農用地利用集積等促進計画の内容を説明) 以上です。
議長(会長)	説明が終わりました。 それでは質疑に入ります。 ただいまの事務局からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。
13番	〇〇さんは水稻ですか。
議長(会長)	いや、牧草だと思います。
事務局長	でも内容は水稻ということで、一応聞いてます。
議長(会長)	出してあるんだらう。 おそらく〇〇さんの方からな。 多分書き方を間違えたんだらうな。 水稻を作ろうということじゃなくて、元々がもう〇〇さんっていうのは〇〇に出とられる方で。 もう家の方も時々帰ってこられるわけですけど、田んぼも自分で管理・草刈りだけされとったところで。 水稻はもう何十年ぐらいになるかな。 作られてないところです。
事務局長	機構に言うのに、もし本当にこれが水稻じゃなくて牧草であれば、牧草と直すべきですけどね。
議長(会長)	そうだな。
事務局長	もう申請書でそうだということで聞いてるので、水稻ということでは言いましたけど、これ一応確認して、もし本当に牧草であれば直してもらうように。
議長(会長)	〇〇さんはまずここに来て、水稻はないわな。 多分、牧草だらうな。 〇〇さん、〇〇でずっと牧草をしてもらってるからということで。 他にありませんか。
8 番	休耕田活用組合っていう組合があるんですね。

1 2 番	はい。 それっていうのがずっとあって。 組合の〇〇〇〇さんが会長をしている。
議長(会長)	よろしいですか。 それでは採決いたします。 議案第5号について原案の通り決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。 (全員挙手)
議長(会長)	全員賛成ですので、議案第5号は原案のとおり決定することにいたしました。 次に、日程第3 議案第6号「令和7年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）」について」を議題とします。 令和7年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）を別紙のとおり作成したので決議を求めるものです。 それでは、事務局に説明を求めます。
事務局長	それでは、本日お配りしてます「実施状況の公表」をご覧ください。 (別冊公表（案）に基づいて内容を説明) 以上が実施状況の公表になります。
議長(会長)	説明が終わりました。 それでは質疑に入ります。ただいまの事務局からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。 (質問、意見なし)
議長(会長)	よろしいですか。 それでは採決いたします。 議案第6号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)
議長(会長)	全員賛成ですので、議案第6号は原案のとおり決定することにいたしました。 それでは以上をもちまして、本日の議題は全て終了しました。 智頭町農業委員会第2回総会を閉会いたします。 (閉 会 午後3時15分)

農業委員会会議規則第13条第2項の規定により署名捺印する。

令和8年5月8日

智頭町農業委員会議長 前 川 義 憲

智頭町農業委員会委員 竹 下 るみ子

智頭町農業委員会委員 林 悦 子